

## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

小坂大臣 御聴聞清

極秘  
まで

アジア局長 日韓取引交渉第3回国会議記録

大臣の在外務長官との会談

3月15日ト部記

37.3.15  
北東アジア課

本件会談は、3月15日午前10時5分より11

時45分まで、計約40分、大臣接見室にて

おこなわれた。大臣、長官のほか、審議官

席代表が参加、審議官の直訳もあった。

会談内容につき、大臣より伺ったところ次の

通り（大臣がト部審議官に付し、口述した中の）。

会談後

審議

上記韓国側の答弁は、代表としてベリナモヤや柔軟

だった。申請書類につき、差し出し失しおり

1月13日と1月22日総理大臣へ送られたことを

北東アジア課長

感付する旨述べてゐる。韓国側は、貨幣償還

3. ←

運動を序文はして述べてゐるが、交換が10年

以上もかゝってゐるが、李承晚政权の頃固守

答弁は上記のとおり、貨幣償還の運動の実行を

日本が持つ理由をしりて断つておいた。たゞ

恩給等につけては日本人と同じ扱いでよいと

財政

序文で反対し、交換額又序文方と述べた ゆとりのある  
當局

序文方としているがこれにて満足。

4. 韓国側に於し、経済協力は、韓国側の条件

後立つようには序文のとおり普通の措置

協力とは違うのである。この点は十分考慮せ

はしの述べたのによると、韓国側は、自分とL2

清査権の問題を割り切る。creditと萝卜市場

PTと日本の立場が並んでこそ争はれ

れ込む。

5. 清査権とL2が松原の手から抜けない

のが、韓国側の考え方によると、清査権、世帯

援助局の捜査権の三本柱は取り得る。

中で、清査権については、日本側はしてゆとりの

方を立派に取るににより、清査権と世帯援助

これが合意合意によって立派に、二人と捜査権

の二本柱を立派に。清査権と立派には

与会第33号で日本の方へ来るに付託を

寄付金を送り付けての件に対し、韓国側/は

左山は高木さん、36年1月の在銅期間における

日本の方の採取の方が多いと「3課海山会」

来るに付けての上山に付けては、日本国民は

左山は豊田さんと述べて、とにかく清志樹は

「3課海山会」の高木と云ふ。韓国側/は、この

清志樹とその援助が「金裕次郎の上山」につい

ての立「名前は豊田」と述べたのは、

双方で寄付金を多くして来た方である。

6.  
④. 韓国側/は金裕次郎の上山を僕人11日、咸

双方用意の方法と並んで、日本は了承した。

以上を取扱いに付し、追加協力の条件につき、6月2日。

7. 韓国側につき、追加協力の条件につき、6月2日。

韓国側につき、  
~~韓国側~~ 対応の方法と並んで、6月1日。

8. 次回は、16日とし、本日は 15日の方とすること。

次回せよといたす。

9. 次回会合の件と、本日は 反対の要因など。

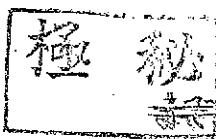
双方の立場につき、<sup>6月2日</sup> 6月2日。会議は

本日15日とし、本日は 6月15日の方とすること。

いたす。

以上、以上に付し、本日は 6月15日の方とすること。

~~機密文書用紙~~ (13)



### 日韓政治折衝第3回会談記録

3.7.3. / 5

北東アジア課

本件会談は、3月15日午前10時5分より  
11時45分まで、1時間40分、大臣接見室  
において行われた。大臣・長官のほか杉・裴両  
首席代表が参加、裴大使が通訳に当つた。

会談内容次のとおり(会談後大臣よりト部參  
事官に対し要点口述されたもの)。

1. 韓国側の態度は、従来にくらべればやや柔  
かくなつた。
2. 証拠書類について、それが亡失したりして  
いることにつき、総論中で述べられたことを  
感謝する旨述べていた。
3. 韓国側は、貨幣価値変動を考えてほしいと  
述べたが、交渉が10年以上もかかっている  
のは、李承晩政権の頑固な態度によるもので  
貨幣価値の変動の責任を日本が持つ理由なし  
として断つておいた。ただ恩給等については  
日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財

政事務当局の考え方と違つたゆとりのある考え方をしていると述べておいた。

4. 韓国側に対し、経済協力は、韓国側に実際役立つようと考えているのであって普通の経済協力とは違うのだから、この点を十分考えてほしいと述べたのに対し、韓国側は、自分としては請求権の問題を別にして、credit を貰つて帰つたというのでは立場が無いことを考えてほしいと述べた。

5. 請求権として法的根拠のあるものは少ないのだが、韓国側の考えているような、請求権、無償援助及び経済援助の三本立ては取り得ないわけで、請求権については、日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助とが重なり合つたような考え方で、これと経済協力の二本立てを考えている。請求権と言えば軍令第33号で日本の残して来た財産も考えねばならぬと述べたのに対し、韓国側は、それを言われば、36年間の占

領期間における日本の擁取の方が多かつたという議論が出て来ると述べた。これに対しては、日本国民はそうは思っていないと述べ、とにかく請求権といいうのは拙いと言つたところ、韓国側は、その請求権と無償援助とが重なり合つたものについて何か良い名前は無いかということなので、これは双方で考えることにしようと答えておいた。

6. 韓国側は金裕沢の出した8億ドルは、減らず用意があると述べたが、これに対してはわざと取合はないでおいた。
7. 韓国側に対し、経済協力の点について、もつと重点をおいて考えておくよう注文しておいた。
8. 次回は、16日とし、<sup>時間</sup>韓国は15日夕方までに知らせることとした。
9. 次回会合の点と、本日は友好的雰囲気で、双方の立場についてもつと深く話合つた。金額は出なかつたということを新聞に発表することとした。